

【年度末労働災害防止月間】

3月1日から31日までの1ヶ月間、建設業年度末労働災害防止強調月間になっています。年度末で公共工事の完工時期を迎えているため、工事が輻輳し、作業間の連絡調整の不足、作業指揮の不徹底などにより安全管理が不十分になりがちと思われます。福島労働局では労働災害防止活動の取り組みとして、下記のことを実施する。

交通事故の防止

積雪、凍結による転倒災害の防止

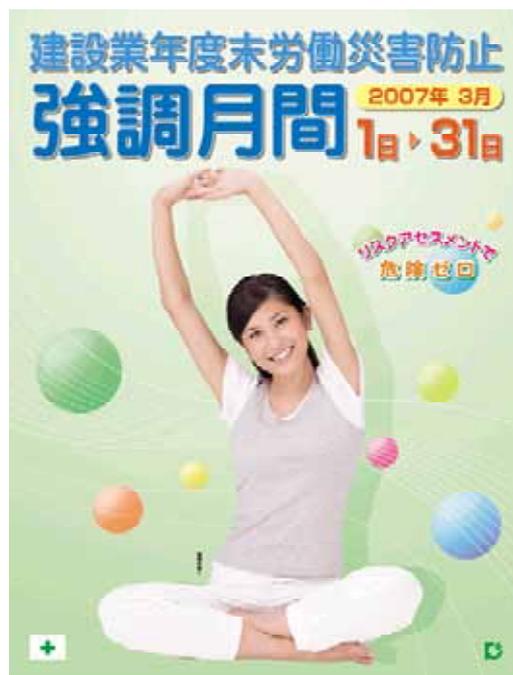
除雪、雪降ろし時の災害の防止

過重労働による健康障害の防止

内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の防止

墜落・転落災害の防止（特に高さ2m前後における作業時の対策の徹底）

機械設備、フォークリフト、建設機械等との接触・挟まれ災害の防止



【雑記】

建設現場での災害では、“安全に見えるときが危ない”というように、ケガをするかも知らない危険な状態下では、誰もが災害にあわないように対策を講じるため災害の発生は少ないが、安全な状態だと判断したときこそ、油断して行動し時には横着な危ない行動をして災害にあうことが多いとのことです。

このため、建設業の3大災害のトップを占める墜落災害は、高層建築よりも平屋か2階建ての、低層住宅で大きな問題になっている。脚立つからの転落でも時には死ぬこともあるのですから、低いから安全だと安心するのは命取りにもなるのだそうです。

工事開始から完成まで工事責任者は、施工と安全管理を並行して行っていくことは大変な苦勞があると思います。

工事を施工するという事は、必ず人が働いています。人の命は尊いものであり、安全管理を行うに当たり計画書の作成が大事になってきます。必ず開始前に作成し、十分な教育をして作業に就かせることが大切です。

工事責任者には「予見の義務」「回避の義務」「確認の義務」と3つの義務があります。常に安全を先取りし、今日終わる作業であっても改善しなければならないものは即座に改善する姿勢が必要になってきます。

又、いかに経費をかけずに安全管理を行うか、知恵と創意工夫がもとめられます。工事責任者が作業員に安全行動を求めても、作業所の施設等が不備であれば説得力がありません。その為には作業開始前の点検を的確に行わせ、指導書を用いどのような指導をして、どのように報告され、どのように改善されたかの記録がなければ意味がありません。

安全管理は心をもって実施することによって人と人の和が大きくなります。

